

ID: 222

担当部署: 上下水道課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町下水道条例 第20条第6項		
例 規 番 号	平成11年 条例第22号		
<p>【根拠条文】 (使用料の徴収) 第二十条 6 前項の規定により督促状を発したときは、一通につき百円の督促手数料を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日